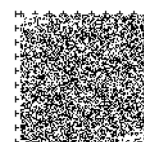
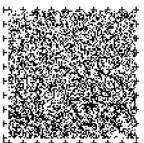


第3章 計画の基本的な考え方



(福祉であいの広場)





1. 計画の基本理念

－目標像－

「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」をめざして

障害のある人の人権や基本的自由の享受を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者権利条約は平成18(2006)年に国連総会において採択され、我が国でも平成26(2014)年に発効しました。

この条約は、障害のある人に関する問題についての意思決定、施設・サービスの利用、地域社会への参加、教育や労働・雇用の機会など、様々な場面で障害のある人の権利を実現するため、差別の禁止や合理的配慮²⁷の提供などの措置を求めています。

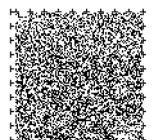
障害のある人が、他の人と平等の選択の機会をもち地域社会で包容される共生社会においては、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。これは、行政だけでなく市民、企業、各種団体等すべての社会構成員が、共通理解の下にそれぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、初めて実現できるものです。

本市では、これまで障害のある人の生活を支援するため、医療、介護、教育、就労など、各種サービスの充実に取り組んできました。また、ボランティア活動も活発に行われており、市民の間にも障害のあるなしにかかわらず、「支え合う」という意識が芽生えてきています。しかし、障害のある人は、いまだにいろいろな場面で、多くの不安や不都合を感じながら生活しているのが実情といえます。

「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第6期)・坂戸市障害児福祉計画(第2期)」においても、障害のある人を取り巻く様々な問題の解決に向けて、「第6次坂戸市総合振興計画」に位置付けられている「人権」を基底に据えたまちづくりを進めながら、平成23(2011)年の改正障害者基本法で示された、全ての国民がかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、地域社会における共生や差別の禁止などを実現することが求められています。

本計画は「市民全体」の計画であり、市民、事業者、行政による「協働」の精神に基づいて、障害のある人が「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」の実現をめざします。

²⁷ 合理的配慮:障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。意思疎通のための筆談や読み上げ、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度な負担にならない範囲で提供されるべきもの。



2. 計画の基本目標

「目標像」の実現に向け、分野別に、次の8つの基本目標を設定し、各施策を推進します。

(1) 【福祉サービスの充実】・・・「自立して生活できるまち」をめざして・・・

「自立して生活できるまち」は、障害のある人が主体となり、いつでも安心して相談できる場があり、市民、事業者、行政による多様な福祉サービスを、必要なときに利用できるまちです。

(2) 【保健・医療の充実】・・・「心身ともに健やかに暮らせるまち」をめざして・・・

「心身ともに健やかに暮らせるまち」は、住み慣れた地域で心と身体の健康を保つための機会が充実し、必要な保健・医療を受けられるまちです。

(3) 【社会参加への支援】・・・「みんなが参加できる差別のないまち」をめざして・・・

「みんなが参加できる差別のないまち」は、すべての市民が一人ひとりの思いを大切に、相互に人格と個性を尊重して様々な活動を行い、あらゆる機会に参加できるよう、情報と環境が整備された共生する社会が実現されるまちです。

(4) 【就労への支援】・・・「働く喜びを味わえるまち」をめざして・・・

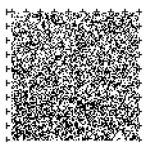
「働く喜びを味わえるまち」は、働くことによって得られる生きがいを育み、みんなで助け合いながら、それぞれに輝きのある日々を送れるまちです。

(5) 【療育・教育の充実】・・・「健やかな成長を支えるまち」をめざして・・・

「健やかな成長を支えるまち」は、一人ひとりの状況に配慮した療育・教育が用意され、様々なことについて「共に学び共に育ち合う楽しみ」があるまちです。

(6) 【「福祉のまちづくり」の推進】・・・「安全に外出し、活動できるまち」をめざして・・・

「安全に外出し、活動できるまち」は、みんなが利用しやすい施設の整備により、不便を感じることなく外出や活動をすることができ、また、災害などの緊急時にも支援体制が整っている、安心して生活できるまちです。



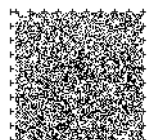
(7)【理解と交流の推進】・・・「みんなで分かり合えるまち」をめざして・・・

「みんなで分かり合えるまち」は、障害の有無と関係なく、すべての市民が排除されたり孤立したりすることなく、社会の構成員としてインクルージョン(包容・包摂)されることの大切さを一人ひとりが理解し、共に生活し、共に活動できるまちです。

(8)【権利擁護の充実】・・・「誰もが安心して生きられるまち」をめざして・・・

「誰もが安心して生きられるまち」は、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていく権利擁護が充実しているまちです。そして、成年後見制度²⁸の周知や虐待防止等に取り組むことにより障害のある人の人権を確保し、養護者を支援していくまちです。

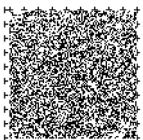
²⁸ 成年後見制度:判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者(後見人・保佐人・補助人)が代行して行うことにより、本人の権利を守る制度。



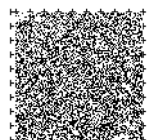
3. 施策の体系

本計画は、以下の体系で推進します。

基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
1. 【福祉サービスの充実】 「自立して生活できるまち」をめざして	1 障害福祉サービスの充実	(1) 令和5(2023)年度に向けた数値目標	①～⑦
		(2) 在宅生活を支援する訪問系サービス	①～⑥
		(3) 通所施設等日中活動系サービス	①～⑦
		(4) 入所施設等居住系サービス	①～②
		(5) 相談支援	
		(6) 障害児支援	①～⑦
		(7) 地域生活支援事業	必須事業：①～⑨ 任意事業：①～②
		(8) 住宅の確保及び整備の促進	住宅情報等の提供 住宅改造費の助成 グループホームの整備促進



基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
2. 【保健・医療の充実】 「心身ともに健やかに暮らせるまち」をめざして	1 医療サービスの充実	(1) 地域医療体制の充実	障害のある人のための医療・ 歯科医療の充実
			医療機関への理解促進
		(2) 在宅医療の充実	訪問看護ステーションとの 連携
	2 障害者医療に関する助成の 充実	(1) 重度心身障害者への 支援	障害者手当の支給 医療費の助成
		(2) 精神障害者・難病患者等 への支援	難病患者等への障害福祉サー ビス等の情報提供
			相談支援体制の充実
	3 早期発見・早期 療養の推進	(1) 障害を早期に発見する ための体制の充実	乳幼児健康診査の充実
			うつ病等の早期発見・相談 窓口の啓発
			相談体制の充実
		(2) 健康づくり体制の充実	健康づくりに関する教室等の 充実 健康相談の充実



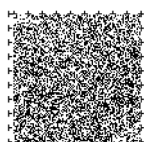
第3章 計画の基本的な考え方

基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
<p>3. 【社会参加への支援】</p> <p>「みんなが参加できる差別のないまち」をめざして</p>	1 社会参加活動の推進	(1) 移動手段の確保	身体障害者補助犬 ²⁹ の利用支援
			公共交通機関への要望
			障害者等移送車の利用促進
			市民バスの充実
			福祉タクシー券の交付・自動車燃料費の助成
			車椅子の貸出
	(2) 障害者団体等の活動への支援	障害者団体、家族会等への支援	
		障害者団体連絡会への支援	
		活動の場の確保	
	(3) 介護者への支援	障害児(者)生活サポート事業の充実	
介護マーク配布事業の充実			
2 スポーツ・レクリエーションの充実	(1) スポーツ・文化活動への支援	サークル活動、文化活動等への支援	
		スポーツ施設の利用促進	
		スポーツ大会への参加促進	
		文化施設等の利用促進	
	(2) 施設の充実	福祉拠点施設の充実	

基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
<p>4. 【就労への支援】</p> <p>「働く喜びを味わえるまち」をめざして</p>	1 障害のある人の雇用の場の拡大	(1) 障害のある人への就労支援	障害者就労支援センター ³⁰ の充実
			事業所等への障害者雇用の促進
		(2) 公的機関における雇用拡大の推進	就職面接会の充実
			障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
	2 福祉的就労の確保	(1) 多様な就労の場の確保	施設の販売支援
		(2) 就労に関する情報提供	福祉的就労の場に関する情報提供の支援

²⁹ 身体障害者補助犬:認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称。

³⁰ 障害者就労支援センター:障害のある人を対象に、求職の相談やお手伝い、会社見学や面接への同行、職場定着支援等を行う施設。



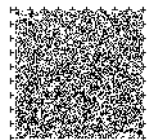
基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
5. 【療育・教育の充実】 「健やかな成長を支えるまち」をめざして	1 幼児教育・療育の充実	(1) 乳幼児期の支援の充実	相談体制の充実
			訪問指導の充実
			言語発達遅滞児グループ指導の充実
			早期療育体制の整備
			保育園、幼稚園の充実
	2 学校教育等の充実	(1) 学齢期の支援の充実	教育センターの充実
			通常学級における配慮を要する児童生徒への支援
			支援籍 ³¹ における学習の充実
			特別支援学級、通級指導教室の充実
			教職員の指導力向上
施設のバリアフリー ³² 化等の推進			
(2) 学習活動機会の充実		生涯学習活動への支援	
		図書館サービスの充実	
(3) 発達段階に応じた継続的な支援	発達段階に応じた継続的な支援		

基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
6. 【「福祉のまちづくり」の推進】 「安全に外出し、活動できるまち」をめざして	1 福祉のまちづくりの推進	(1) 公共施設のバリアフリー化	ユニバーサルデザイン ³³ 推進 基本方針の周知・施設のバリアフリー化
			駅及び周辺の整備
		(2) 外出しやすい環境の整備	外出しやすい環境の整備
		(3) 広報活動・情報提供の充実	広報紙等の充実
			情報提供体制の整備
		2 防災・防犯対策の推進	(1) 防災体制の整備
	緊急時連絡体制の整備		
	防災知識の普及等		
	災害用バンダナの配布		
	(2) 防犯体制等の整備	地域安全活動の推進	
見守り体制の推進			

³¹ 支援籍：障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校又は学級以外に置く学籍。

³² バリアフリー：建物や道路等の段差の解消、手すりやスロープ、エレベータの設置など、誰もが利用しやすいように“バリア(障壁)”をなくすこと。

³³ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍等の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)。



第3章 計画の基本的な考え方

基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
7. 【理解と交流の推進】 「みんなで分かり合えるまち」をめざして	1 啓発・広報・交流活動の充実	(1) 交流機会の充実	各施設での交流促進
			交流イベント等の充実
		(2) 啓発・広報活動の充実	障害者制度の理解促進
			障害のある人への理解促進
2 ボランティア活動等の促進	(1) 市民の協力による支援	ボランティア団体との連携及び育成	
		ボランティア活動等への支援	
	(2) さかどふれあいサービスの活用	さかどふれあいサービスの利用促進	

基本目標	施策の方向	施策	具体的な事業
8. 【権利擁護の充実】 「誰もが安心して生きられるまち」をめざして	1 権利擁護の充実	(1) 権利擁護の推進	権利擁護施策の充実
			選挙権行使の支援
			消費者保護の充実
		(2) 成年後見制度の充実	成年後見制度の充実
2 虐待防止と差別の禁止	(1) 虐待防止体制の推進	虐待防止体制の充実・強化	
	(2) 差別の禁止の周知	事業所等への周知	
		差別解消のための相談体制の整備	

